

横須賀市営住宅にお住まいの皆様へ

－制度改正の経過措置が終了します－

平成 21 年度に市営住宅の入居収入基準や家賃制度が変わったことを受け、5 年間（平成 21 年度から平成 25 年度）にわたり実施していた経過措置が平成 26 年 3 月末で終了します。

この経過措置は、平成 21 年 3 月までに入居されていた方について、急激な負担増を避けるため、一部家賃が軽減されるなど 5 年間をかけて新制度に移行するため実施していたものです。

平成 26 年 4 月 1 日以降は、引き続き 3 年以上入居し、かつ、所得金額が 15.8 万円（裁量階層では 21.4 万円）を超えた場合は、収入超過者に認定され、住宅を明け渡すよう努めなければならない、また、引き続き 5 年以上入居し、かつ、所得金額が 2 年以上引き続き 31.3 万円を超えている場合は、高額所得者と認定され、同時に住宅の明渡請求の対象となります（※改良住宅は高額所得者の認定はありません）。

なお、平成 21 年 4 月 1 日以降に入居された方には、新しい基準が既に適用されていますので、変更はありません。

－入居承継と同居について－

平成 23 年 4 月 1 日から、承認される範囲等が変わっています

1. 「入居承継ができる範囲」の変更

原則として、入居者（名義人）と同居している**配偶者のみ**となります。

※高齢者や障害をお持ちの方など、配偶者以外の方でも承継できる場合がありますので、ご相談ください。

※「入居承継」とは市営住宅の入居者（名義人）が亡くなったり、離婚または特別養護老人ホーム等の施設に入所したことにより市営住宅から転出した場合に、同居者が市の承認を得て引き続き居住するために、名義を変更することです。

2. 「同居ができる資格」の追加

同居しようとしている方が、「過去に市営住宅に入居していた場合には、**市営住宅の家賃を滞納していない**こと」が条件となります。

※「同居」とは市営住宅に入居許可された方以外の方が市の承認を得て、新たに市営住宅に入居することです。

※入居者（名義人）が亡くなる、または転出した際に保全協会に連絡をしない方がいます。入居者（名義人）が亡くなる、または転出した際は、必ず保全協会に連絡するとともに 14 日以内に入居承継承認申請を提出してください。申請等が遅れますと、入居承継が承認されないことがありますので、早めに保全協会にご相談ください。

快適な市営住宅での生活をめざして

～住まいのルールを守りましょう～

ルール その1

いぬ ねこ 犬・猫などのペットの飼育はやめましょう

- ・ 市営住宅では動物の飼育は出来ません。
- ・ 団地という共同生活の場では動物の嫌いな方もいます。快適な生活を送るためにも動物の飼育はやめましょう。
- ・ 万一飼っている場合は、親戚などに引き取ってもらうか保健所などに相談してください。



ルール その2

せいかつそうおん ちゅうい 生活騒音に注意しましょう

- ・ 共同住宅は、壁ひとつで隣と接しているため、知らぬ間に迷惑をかけていることがあります。
- ・ テレビ・ステレオ・カラオケ・楽器の音・車のアイドリング音など、隣近所の迷惑になりますので、生活騒音は最低限に抑えトラブル防止に努めましょう。



ルール その3

けつろ はっせい よぼう 結露・カビの発生を予防しましょう

- ・ コンクリート造の住宅は、気密性が高く、湿気や室内外の温度差により、結露・カビの発生しやすい構造になっています。換気や室内の清掃に心がけ、結露・カビの発生を予防しましょう。

ルール その4

かさい よぼう 火災の予防に努めましょう

- ・ 放火の標的にならないよう、階段踊り場・通路・ベランダの下などに物を置かないようにしましょう。
- ・ タバコ、ストーブ、調理中の火・油などの取り扱いに十分注意しましょう。

横須賀市都市部市営住宅課
横須賀市営住宅指定管理者

(一般社)かながわ土地建物保全協会

電話 046-823-1959